

大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている一方、匿名性、不特定多数性等、その特性に起因して誤った情報や嫌がらせによる風評被害、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が安易に行われ、いじめの温床となる等の問題が深刻化している。

町民がインターネット上の誹謗中傷等による被害者にも行為者にもならないために、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることが極めて重要である。また、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことも必要不可欠である。

町民一人ひとりが、表現の自由に配慮しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関して、町の責務並びに町民及び議会の役割を明らかにするとともに、これらの施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この項において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 被害者を発生させた者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を

支援するための施策を実施する責務を有する。

(町民の役割)

第4条 町民は、自らが行為者となることがないように、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 議会及び議員は、本条例の趣旨を理解し、町民の範となる行動に努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 町は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止
- (2) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備
- (3) 行為者を発生させないための体制の整備

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。